

○流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 10 月 13 日

条例第 28 号

改正 平成 28 年 6 月 27 日 条例第 23 号

平成 29 年 5 月 24 日 条例第 11 号

平成 30 年 10 月 10 日 条例第 32 号

令和 2 年 3 月 27 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 10 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表

第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 24 日 条例第 11 号）

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 10 日 条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日 条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	流山市高齢者在宅サービス支援事業規則（平成 23 年流山市規則第 20 号）による高齢者在宅サービス支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	流山市高齢者給食サービス事業の実施に関する規則（平成 11 年流山市規則第 25 号）による高齢者に対する給食サービスに関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	流山市在宅高齢者家族介護慰労金の支給に関する規則（平成 13 年流山市規則第 23 号）による在宅の重度高齢者の家族に対する慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	流山市在宅高齢者家族介護用品の支給に関する規則（平成 13 年流山市規則第 26 号）による在宅の中重度高齢者の介護者に対する介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	流山市徘徊高齢者家族支援サービス利用助成規則（平成 15 年流山市規則第 40 号）による徘徊高齢者家族支援サービスの利用に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	流山市成年後見制度利用支援事業実施規則（平成 19 年流山市規則第 34 号）による成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	流山市福祉手当の支給に関する条例（平成 19 年流山市条例第 44 号）による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

8	市長	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成19年流山市条例第45号）による重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9	市長	流山市身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則（平成18年流山市規則第50号）による身体障害者のための自動車の改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10	市長	流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成規則（平成19年流山市規則第36号）による障害者等の就労支援施設の利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11	市長	流山市精神障害者入院医療費支給規則（平成22年流山市規則第48号）による精神障害者入院医療費の一部の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12	市長	流山市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費等助成事業実施規則（平成24年流山市規則第43号）による軽度・中等度の難聴児のための補聴器等の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
13	市長	流山市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱（平成19年流山市告示第76号）によるグループホーム等の入居者のための家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの
14	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
15	市長	流山市健康診査等に関する規則（平成13年流山市規則第10号）による健康診査及び検診の実施に関する事務であって規則で定めるもの
16	市長	流山市インフルエンザ等の予防接種の実施に関する規則（平成13年流山市規則第52号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
17	市長	流山市遺児等手当支給条例（昭和56年流山市条例第8号）

		による遺児等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
18	市長	流山市児童育成手当支給条例（昭和57年流山市条例第9号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
19	市長	流山市ひとり親家庭等医療費等助成規則（平成9年流山市規則第31号）によるひとり親家庭等の父母等に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
20	市長	流山市子ども医療費の助成に関する規則（平成14年流山市規則第45号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
21	市長	流山市子どもショートステイ事業の実施に関する規則（平成18年流山市規則第27号）による子どもショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
22	市長	流山市ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成規則（平成20年流山市規則第38号）によるひとり親又は養育者に対する流山市ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの
23	教育委員会	流山市入学準備金貸付条例（平成11年流山市条例第9号）による入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
24	教育委員会	流山市就学援助規則（平成26年流山市教育委員会規則第1号）による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
25	上下水道事業管理者	流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年流山市条例第15号）による受益者負担金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	流山市高齢者在宅サービス支援事業規則による高齢者在宅サービス	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7

	支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	流山市高齢者給食サービス事業の実施に関する規則による高齢者に対する給食サービスに関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	流山市在宅高齢者家族介護慰労金の支給に関する規則による在宅の重度高齢者の家族に対する慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	流山市在宅高齢者家族介護用品の支給に関する規則による在宅の重度高齢者の介護者に対する介護	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの

	用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
5 市長	流山市徘徊高齢者家族支援サービス利用助成規則による徘徊高齢者家族支援サービスの利用に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	流山市成年後見制度利用支援事業実施規則による成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	流山市福祉手当の支給に関する条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	流山市身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則による身体障害者のための自動車の改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成規則による障害者等の就労支援施設の利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	流山市精神障害者入院医療費支給規則による精神障害者入院医療費の一部の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの

		て規則で定めるもの	
1 2	市長	流山市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費等助成事業実施規則による軽度・中等度の難聴児のための補聴器等の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 3	市長	流山市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱によるグループホーム等の入居者のための家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 4	市長	児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 5	市長	流山市健康診査等に関する規則による健康診査及び検診の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 6	市長	流山市インフルエンザ等の予防接種の実施に関する規則による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 7	市長	流山市遺児等手当支給条例による遺児等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 8	市長	流山市児童育成手当支給条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 9	市長	流山市ひとり親家庭等医療費等助成規則によるひとり親家庭等の父母等に対する医療費等の助成に関	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定

	する事務であって規則で定めるもの	めるもの
20 市長	流山市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	流山市子どもショートステイ事業の実施に関する規則による子どもショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	流山市ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成規則によるひとり親又は養育者に対する流山市ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	流山市入学準備金貸付条例による入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	流山市就学援助規則による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの

3 上下水道事業管理者	流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例による受益者負担金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
-------------	---	----	---------------------